

玄米及び精米品質表示基準の見直し開始に伴う意見募集の結果について

消費者庁食品表示課

このことについて、平成22年10月6日から平成22年11月4日までの間、消費者庁ホームページを通じて、意見を募集したところ、71件の意見が寄せられ下記のとおり取りまとめました。

記

1 意見公募期間及び提出方法

(1) 意見公募期間

平成22年10月6日から平成22年11月4日

(2) 意見提出方法

郵送、FAX又は電子メール

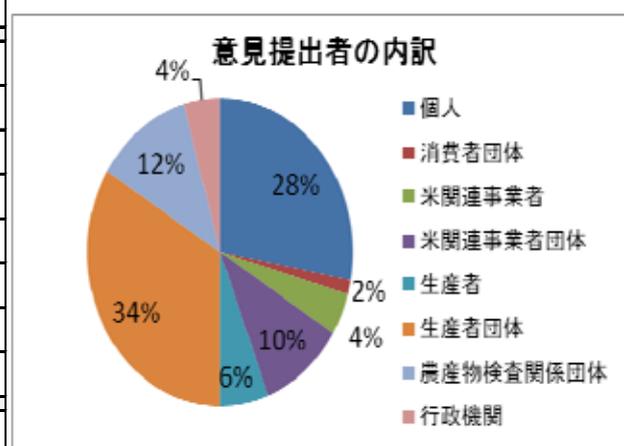
2 意見募集の結果

(1) 全件数 71件

(うち3件は、玄米及び精米品質表示基準に関係しない意見でしたので、累計から除いています。)

(2) 意見提出者の内訳

区分	件数	比率(%)
個人	19	27.9%
消費者団体	1	1.5%
米関連事業者	3	4.4%
米関連事業者団体	7	10.3%
生産者	4	5.9%
生産者団体	23	33.8%
農産物検査関係団体	8	11.8%
行政機関	3	4.4%
計	68	



3 消費者庁原案に対する意見内訳

消費者庁の原案に対して個人、行政機関、消費者団体等から賛成意見（農産物検査法にかかわらず、産地、産年、品種の表示を行うようにすべき）が14件寄せられました。一方、生産者団体、個人、農産物検査関係団体、米関連事業者団体等から時期尚早等の意見を含め反対意見（産地、産年、品種の表示方法の改正に反対）が54件寄せられました。

4 提出された意見と消費者庁の考え方

生鮮食品品質表示基準に基づきばら売りされている玄米や精米の都道府県等の産地情報は生産者から消費者に伝達されていることから、7月の米トレーサビリティ法の産地情報の伝達の義務化にあわせ、容器包装に入っている未検査米であっても都道府県等の産地情報を消費者への提供を可能とする改正を進めます。

また、未検査米に品種及び産年の表示を可能とすること、ふるい下米の表示等については、引き続き検討して参ります。

なお、個別の意見に対する考え方は別紙のとおりです。

（提出された個々の意見には、複数の内容の異なる意見が含まれていたため、項目毎に区分し、同様の内容の意見については集約しています。）

御意見等の概要	具体的な御意見等の抜粋	回 答
1 農産物検査法にかかわらず、産地、産年、品種の表示を行うようにすべき		
(1)全般	<p>農産物検査法を根拠としない産地、産年及び品種の表示を行えるよう要望します。(3件(個人、行政機関))</p> <p>消費者が求める生産履歴等の情報は、米トレーサビリティ法で十分担保されるため、未検査米も検査米と同じよう表示することにならざるを得ないと考えます。</p> <p>くわえて、米トレーサビリティ法では、米穀が業務用に炊飯され消費者に提供される場合は、原料が未検査米でも産地や品種が表示(掲示)可能となっており、小売精白米のJAS表示が検査米しか表示できないことと矛盾しているのは、流通現場を混乱させるだけであり、流通業者としては農産物検査法と米トレーサビリティ法との整合性が整備されることを望むものです。(米関連事業者)</p> <p>以前より、米販売事業者から、地元生産者から伝達を受けており確認ができていたため、都道府県名、市町村名など産地表示だけでも、農産物検査法に基づく検査証明がなくても表示できるようにしてほしいという要望があった。</p> <p>(その改善案) ・「玄米及び精米品質表示基準」を農産物検査法に基づく検査証明がなくても、都道府県名、市町村名等の産地表示ができるよう改正すべき(米トレーサビリティ法の考え方と併せるべき)。</p> <p>(理由) ・現状の問題点に記載のような意見、要望もあることから、見直し内容に賛成。(行政機関)</p> <p>農家から買いつけた米を売るのにいちいち検査してもらわなければ銘柄入りの袋に入れて販売できないようではだめで早く未検査でも銘柄入れられるようにすることです。未検査でも産地と銘柄入れてもなんの問題ありません。検査米の銘柄も未検査の銘柄も農家の自主申告になっており立場は全く同じです。(米関連事業者)</p> <p>販売者が責任を持って表示すればよいのではないのでしょうか。検査の実態は、生産者が年産、銘柄等記入した受検品を検査するものであり、生産者の自主申告を基に銘柄検査(等級は検査員が厳格に行っております。)が行われるものであり、検査員が産年、銘柄等がまったく白紙の受検品を判定するものではありません。(生産者の自主申告に基づき検査が行われているものに、何故検査が必要なんですか。生産者が確実な生産履歴を保持していれば済むことではないでしょうか)早期に農検法の検査を受けなくても銘柄表示ができるよう、品質表示基準の改正をお願いします。(生産者)</p> <p>産地表示が伝達(米トレス法義務事項)によって可能であるならば、品種や産年も生産者からの伝達で可能ではないか。「農産物検査法に定める検査を受けていませんが、この商品は〇〇品種、〇〇産地、〇〇年産」と、販売者の責任において、消費者の方に、メッセージとしてお届けすることが可能な制度設計をお願いしたい。(行政機関)</p> <p>通常の農産物は、農産物検査を受けなくても名称(品種)産地の表示ができるのに、袋詰米穀だけが検査を受けなければ産地品種産年を表示できないとする理由がない。他の農産物と同様に、入荷伝票による伝達などにより根拠があれば、産地品種産年を表示できることとする。(個人)</p> <p>生産者による証明を要件に、品種・産年の表示を認めるべきだと思います。農産物検査の手段は、目視や生産者の申告等によっており、生産者による証明で代替しても、品種・産年の正確性は、それほど農産物検査に劣らずに担保できると思います。(個人)</p> <p>単一銘柄米の「3点セット」表示の妥当性について、JAS法「玄米及び精米品質表示基準」によれば、国産精米は、農産物検査法による証明米でなければ「産地」「品種」「産年」のいわゆる3点セットの表示ができないとされています。しかしながら、JAS法の表示に農産物検査法による証明を必要とすることは、次の理由により妥当とはいえず、米表示の透明性確保の観点から見直しが必要と考えます。</p> <p>(1) 農産物検査により証明された「玄米」は、精米すると検査が失効し、農産物検査法に基づく表示はできません。3点セット表示が失効した証明を根拠にすることは不相当と考えます。</p> <p>(2) 農産物検査では「一等」～「三等」「規格外」の4等級に格付けされます。しかし3点表示では、規格外米か一等米にかかわらずまったく同じ表示がなされ、消費者には原料米に関する情報が届かず不透明です。</p> <p>(3) 現行農産物検査は目視検査のため「産地」「品種」「産年」の識別が検査員には不可能であるにもかかわらず、生産者の申告どおりに記載を認めるだけであり、表示の根拠として弱いこと。</p> <p>(4) 農産物検査法については、その不必要に厳しすぎる「着色粒規格」が過剰な農薬散布を助長しているとして、複数の市町村議会、消費者団体等が規格規程の見直しを求めています。また、消費者・生産者アンケート、および政党アンケートからも同法の見直しを求める声が強く出されています。同法をJAS表示の根拠とすることは甚だ不相当と言わざるを得ません。(消費者団体)</p>	<p>御意見のとおり未検査米の産地表示については、都道府県名等表示が可能となるよう消費者庁の原案で進めて参ります。なお、未検査米の品種及び産年の表示ができることについては、引き続き検討して参ります。</p>

御意見等の概要	具体的な御意見等の抜粋	回 答
	<p>農産物検査を受けなくても、生産者自身が販売する場合など、産地品種産年が明らかであるにもかかわらず、それを容器包装に表示することができない現状の制度は、営業活動の自由を不当に制限するものとなっている。また、各県の産地品種銘柄に指定されていない品種については、そもそも農産物検査法による証明を受けることができないため、事実上産地・品種の表示手段がない。(個人)</p>	
	<p>現行制度では、未検査米の産地等を表示禁止事項としておきながら、バラ売りだと生鮮食品なので都道府県名で産地表示が必要というのは、お粗末です。品質の表示は「事実に基づくものであれば」できるとしたほうが混乱が少ないかと思えます。(個人)</p>	
	<p>1 産地の表示 産地の「具体的地名」を表示出来ることは画期的なことである。せつかくトレーサビリティ法により産地表示出来るようになったので。この際、「産年の表示」も「品種の表示」も、表示の担保が明快であるならば未検査米であっても表示出来るよう一部見直しすべきである。</p> <p>2 産年の表示 ①有機農産物(米)等の場合、農産物検査法の検査を受けないで「有機表示」をする場合、有機農産物の生産行程管理者であれば、産年の表示を認めるべきである。それは有機農産物の認証においてきちんと当該年度の収穫数量を把握していること、毎年有機米表示の確認を受けていること、さらに農林水産大臣に有機認証機関を通じて「格付数量の報告」が義務づけられているからである。 ②ガイドライン特別栽培農産物(米)等の場合、有機農産物(米)等の場合と同じ。産年の表示を認めるべきである。それは特別栽培農産物(米)の認証においてきちんと当該年度の収穫数量を把握していること、毎年表示の確認を受けていること、「収穫・出荷数量の報告」を義務づけられているからである。収穫・出荷数量の報告は、精米した場合、すべての出荷が終わった後、ほぼ1年後となる。</p> <p>3 品種の表示 ①有機農産物(米)等の場合、農産物検査法の検査を受けていない品種の表示を認めるべきかどうかについて、有機農産物の認証(有機農産物の認定の技術的基準)において、登録認証機関は当該年度の品種を把握しているので原則として「品種の表示」は認めるべきである。有機農産物の日本農林規格は、有機圃場を使用する種子について、有機圃場から収穫する「自家採取」を原則としている。米で自家採取の場合、品種としてどれほど原種に近いかが「品種の表示」をできる決め手となるのではないか。たとえば定期的に2年とか3年以内に「主要農産物種子法の種子」を購入して、種子の更新をした経緯について担保書類を取り揃えて有機農産物の認証を受けていれば、品種の表示を認めるべきである。 ②ガイドライン特別栽培農産物(米)の場合、有機農産物(米)等の場合と同じ。農産物検査法の検査を受けていない米であっても、品種の表示を認めるべきである。特別栽培農産物(米)の場合、農産物検査法の検査を受けた種子を毎年更新して使用することが大半と考えられる。種子購入伝票等の確認により認証を受けているのであれば、品種の表示を認めるべきである。各県の「奨励品種」でない品種であっても同様であり、品種の表示を認めるべきである。自家採取の種子で栽培した品種、登録されていない品種、任意に名前を付けた品種等の表示は難しいのではないか。(農産物検査関係団体)</p>	
	<p>農産物検査法に基づく証明と同等となり得る公的機関等による証明をうけた場合に限り認めていくべきであると考えます。因みに、品種については、DNA鑑定による科学的な証明が可能であり、一定の公的な証明ルールの下で行われたものは表示の根拠とすることができると考えます。また、産地や産年についても、現在、科学的な判別技術の開発がかなり進んでおり、今後、それを根拠として表示を認めることについて、早急に検討していくべきであると考えます。(農産物検査関係団体)</p>	

御意見等の概要	具体的な御意見等の抜粋	回 答
(2) 全ての精米等に産地、産年及び品種の表示を義務付けることに対する意見	<p>複数原料米については表示制度の信頼性を担保できない以下の重大な問題があります。</p> <p>1) 原料米の確認が困難です。 「複数原料米・国内産・10割」との簡略表示が許されていることにより、国内産であれば古米、古古米、ふるい下米、餌米、加工用米、米粉用米を混入しても無表示で良く、違法にならないのは不合理です。しかも、ふるい下米には米トレーサビリティ法の効力がなく確認する手段がまったくありません。</p> <p>2) 割合表示が正しいかを確認する方法が現行制度にはありません。</p> <p>3) 産年表示は任意とされ、古米使用の情報が提供されません。なお、未検査米に産年表示ができないことも合理的とはいえません。</p> <p>4) 「ふるい下米」の混米が野放しになっています。 複数原料米には「ふるい下米」が混入される場合が相当多くありますが、現行のJAS法精米表示基準にはふるい下米に関する規定がないため、混米が野放しになっています。 ふるい下米は農産物検査で規格外以下に相当する品位のコメであり、米トレーサビリティ法による経路追跡も不可能です。消費者にとっては食味の劣るふるい下米が商品に混米されても外観から判別することが不可能など多くの問題を抱えています。その一方で、低価格米を求める声に応えるとの名目で安いふるい下米を格上げ混米する一部の米流通業者にとっては不当な利益の温床となっています。 このように現行の「複数原料米」表示は消費者にとって正しい情報にもとづく選択権の保障が担保される制度にはなっておらず、不利益をもたらすものと思われまます。 よって以下の要望をいたします。 玄米及び精米品質表示基準第4条第1項第2号イの「国産品にあつては『国内産△割』と」を削除し、ブレンドした原料米の産地、品種、産年、割合をそれぞれ表示すること。 流通するすべての精米に産地・産年・品種の「3点セット」表示を実施すること。米の農産物検査が廃止されるまでの間、未検査米にも、単一銘柄米の「3点セット」表示を実施すること。 同基準第5条(表示禁止事項)の(2)、(3)、(5)を削除すること。(消費者団体)</p>	<p>全ての玄米及び精米について産地、産年及び品種の表示を義務付けることについては、販売者(表示責任者)の負担も大きいため関係者の意見を聞き、引き続き検討して参ります。</p>

2 産地、産年、品種の表示方法の改正に反対(時期尚早、慎重にすべきの意見を含む)

(1) 全般	<p>これまで同様、産地に限らず、産年及び品種の表示は農産物検査を根拠とするものに限るべき。(20件(生産者団体、農産物検査関係団体、米関連事業者団体、個人))</p> <p>米トレーサビリティ法に基づく産地・年産の情報伝達では、生産者の自己責任においての情報伝達のみで、情報の担保は何も無く、誤った情報であったとしても事前に確認する手段は無いこととなる。未検査米であっても、米トレーサビリティ法に基づく産地情報の伝達が可能として、玄米及び精米品質表示基準を見直し、未検査米であっても産地情報の表示ができることとなった場合、産地情報のみならず品種名までが未検査米であっても表示できる等の誤解や偽装表示の横行につながるのではないかと懸念され、玄米及び精米品質表示の信頼が崩壊することになるのではないかと心配される。</p> <p>玄米及び精米品質表示基準に基づく産地・品種・年産の表示については、現行どおり、農産物検査法に基づく検査証明を担保にされたい。(14件(農産物検査関係団体、生産者団体、米関連事業者団体、個人))</p> <p>検査現場においては、生産者から米の「検査を委任する旨の委任状」と産地品種に係る「作付けの情報」を基にして、米の検査を行っています。そして「茨城県産のコシヒカリ1等」というような検査証明を行っています。未検査米の場合は「このような生産者からの情報は一切ないことから、未検査の米をトレス法による業者の情報伝達のみを信用して表示することは、農産物検査法、やJAS法の趣旨に反することになり、消費者保護の観点、食の安全上からも、検査を受けずに産地表示を行うことには問題があるのではないかと懸念され、玄米及び精米品質表示の信頼が崩壊することになるのではないかと心配される。(12件(生産者団体、個人、農産物検査関係団体、米関連事業者団体、米関連事業者))</p> <p>農産物検査証明は、消費者に対する適切な品位や安心安全の確保、現物確認を要しない規格取引の基準による流通の円滑化、生産者の良質米生産意欲向上、等の機能を果たしている。(9件(生産者団体、農産物検査関係団体))</p> <p>米トレーサビリティ法の産地情報伝達は平成23年7月に施行されるため、現時点でこれにより適正流通が確保されると判断するのは時期尚早ではないか。(8件(生産者団体、農産物検査関係団体、米関連事業者団体、個人))</p> <p>未検査米に品種表示をおこなった場合、川下からのクレームに対して、川上は多大な費用・労力・時間を要するDNA鑑定で対応せざるを得なくなるため、その結果、流通コストの増嵩や消費者への不信感を招くことになる。(8件(生産者団体、農産物検査関係団体))</p>	<p>農産物検査法の証明にかかわらず、生鮮食品品質表示基準に基づきばら売りされている玄米や精米の都道府県等の産地情報は生産者から消費者に伝達されていることから、7月の米トレーサビリティ法の産地情報の伝達の義務化にあわせ、消費者に適切な産地情報の伝達を可能とする観点から、容器包装に入っている未検査米であっても都道府県等の産地情報を消費者への提供を可能とする改正が必要と考えています。</p> <p>また、未検査米に品種及び産年の表示を可能とすること、ふるい下米の表示等については、引き続き検討して参ります。</p>
--------	--	---

御意見等の概要	具体的な御意見等の抜粋	回 答
	<p>今回の見直しには反対です。(6件(個人、生産者団体))</p> <p>農産物検査の品位基準としての位置付けが低下すれば、上記の機能が弱体化し、国産米の消費・流通・生産、ひいては食料自給率にも悪影響を及ぼすのではないかと。(6件(生産者団体))</p> <p>米トレーサビリティ法による産地表示が行われた場合、品種・銘柄等の表示についても農産物検査を根拠とした表示からは外れる流れになると予想される。そうなってしまうと、農産物検査が形骸化や検査率の低下してしまい、品位等の低下が起こると懸念される。現在の流通は農産物検査による格付により行われている。農産物検査に委ねられる部分が縮小すれば形骸化し、米全体の品位低下や消費者・流通業者にとって不利益な事態が起こりうると思われる。(5件(生産者団体、個人、農産物検査関係団体、米関連事業者団体))</p> <p>今回の見直しについては反対です。今回の見直しは不明瞭な農産物の流通を促進させるだけではないのかと感じます。食品の安全を守っていくべき消費者庁が、なぜこのような発案をしたのか疑問に感じる次第であります。仮に、質が悪い未検査米でも新潟県産であれば一定のブランドがつかます。これを悪用して商取引を行うことは十分に考えられます。その際にどういう責任を消費者庁はお取りになるのでしょうか。この見直しを持って予想される悪用事例をもっと洗い出した上で、再考もしくは消滅を望みたいと思います。(5件(生産者団体、農産物検査関係団体))</p> <p>三笠フーズ等の不適正米穀の流通は、悪意を持った仕入先からの情報(米トレサ法情報)を元に、善意の第三者が使用したことから被害が拡大し、流通が大混乱した事実がある。このため、特に流通の上流工程である原料米穀について、第三者機関が確認し、一定の品位を確保されたものの証明による産地情報のみ使用することにより、信頼性を担保する必要がある。(5件(生産者団体、個人))</p> <p>農産物検査規格は品位を証明するものであり、品質評価に客観性を持っていることなどから、流通業者は全国流通量の約80%を占めている検査米に対して一定の評価をしているものと考えます。また未検査米は生産者から消費者まで複雑な流通ルートを経ることもあり、玄米市中相場において500~1,000円/60kg程度検査米を下回る価格で取引されている実態にある。一般的には、消費者が精米に求めるのは安全性と食味であり、農産物検査法を根拠とする品質表示基準は、品位規格の役割も果たしていると考えます。(5件(農産物検査関係団体、生産者団体、生産者、個人))</p> <p>農産物検査による品種のチェックがなくなれば、自家採種種子の使用が拡大し、消費者にとって不利益につながる。(4件(生産者団体、農産物検査関係団体))</p> <p>農産物検査法に基づく検査を受けている場合は、第三者である登録検査機関の検査員が、銘柄証明に重要な根拠となる種子・苗の購入状況の確認及び圃場での生育環境等関連情報を点検した上で、信頼性が認められた場合のみ検査、証明を行うこととなります。従って、第三者(登録検査機関)の証明がない未検査米の場合でも袋詰め精米への産地の表示を可能にするということは、生産者に証明の保証を全て任せることにつながり、産地名等の客観性、信頼性がゆらぐ恐れがあります。(4件(生産者団体、米関連事業者団体))</p> <p>本当に国内産(何県産)か何年産の確認ができないため販売者の良識を信じるしかありません。事故米のときのような販売方法のことを想定されて今回のトレーサビリティ法が出来たと聞いております。何かあってからではとりにかえしのつかないことになりえません。国民の健康を守ることを考えているならば、見直しについては反対します。お米の表示については、安売りのお米に何が入っているか(ふるい下・くず米・再とう精等)疑問を感じるものがよくありますので、一つを許せば何でもありになります。最後は誰が責任を取ってくれるのか判らないような表示についてある程度厳しくしなければ、何でも有りになります。抜け道は、いろいろ出てきますので最初にハードルをかまえておけば、かなりの確立で防げます。以上のことを検討されて知識のない消費者に正確な情報を提供するために更に安全な食生活を送るため検討をお願いします。(4件(生産者団体、米関連事業者団体、個人))</p> <p>農産物検査は検査法の目的である農産物の公正かつ円滑な取引と品質の改善を助長するため、証票書類にもとづく品種確認や目視による品質確認等を行なっている。また行政関係機関等は、これまで検査実績から得られる情報を十分活用してきたが、受検品が少なくなれば、そうしたデータも得られなくなる。(3件(個人、農産物検査関係団体))</p> <p>整粒割合が品位基準となっている農産物検査証明を根拠としなければふるい下米との区分がなくなり、ふるい下米の使用により消費者不信を助長することになるのではないかと。(3件(生産者団体、農産物検査関係団体))</p>	

御意見等の概要	具体的な御意見等の抜粋	回 答
	<p>検査米は、自家消費を除く国産米の流通量全体の約80%を占めており、検査米以外で客観的な品位確認等がなされている米はごくわずかである(例えばJAS有機米の格付量は、生産量全体の0.13%)。また、三笠フーズ等による非食用事故米穀の不適正地流通問題で明らかになったように、未検査米の流通ルートは不明確であり、生産者から消費者まで複雑な流通ルートを経るものもあると想定される。このため、現在の米流通の実態をふまえれば、流通量の太宗を占め、履歴が明確になる農産物検査を根拠とすることには妥当性がある。(3件(個人、生産者団体、農産物検査関係団体))</p>	
	<p>現実には、検査米と未検査米との間には、一俵あたり1,000円近くの差が生じているが、何ゆえにこのような差が生じるのか、食の安全・安心がこの価格差として現れているのではないかと思います。(2件(個人、生産者団体))</p>	
	<p>未検査米でも米トレサ法上、都道府県名等の表示ができるようになることは、真に消費者のためにならない。検査という第三者による証明が付与されたもののみ信頼性を与えることが消費者のためになると考える。(2件(生産者、生産者団体))</p> <p>農産物検査については品質規格の役割も果たしており、全国統一された規格による格付けが、公正・円滑な流通、ひいては商品品質の確保により消費者の利益にも繋がっているところである。</p> <p>検査米と未検査米を同列に扱うことは、検査米の地位を低下させ、農産物検査の受検数を減少させる恐れがあり、流通の混乱や消費者の不利益を招く懸念がある。農産物検査によらない取引規格では、統一されない多種多様な品質規格が生ずることにも繋がり、消費者の商品選択の基準を過度に複雑にすることとなるとともに、それら多様な取引規格に対応する流通段階では新たなコスト負担が生じ、その負担が消費者に求められる恐れがある。</p> <p>生産の段階では、農産物検査における第三者による客観的な証明および格付けが消費者に対する品質や安全性等を担保するものとして、それに適う生産努力をしてきたところである。未検査米をこうした検査米と同列に扱うことについては、生産努力に対する適切な評価を損ね、ひいては消費者にとっても不利益に繋がる。(生産者団体)</p>	
	<p>農産物検査があるから、卸売業者としても生産者としても、やりがいもあるし、消費者に安全なものを供給しているという安心もあります。</p> <p>農産物検査法では、検査機関と検査員が誰かは、印影を調べれば解かるので、はんこを押す検査員は、個人の責任(変な検査をすれば信用が無くなる)と検査機関の責任(検査機関から首になれば検査料がもらえない)を持っているので、変な検査はしないし、できない状況だと思えます。だから信用できます。(生産者団体)</p>	
	<p>農産物検査法では品質評価について客観性を持っているからこそこれまで米穀販売業者から私たち消費者が信頼してお米を購入出来たと思っています。</p> <p>産地情報だけ表示されても、肝心のお米の年産や品種が分からなければ、私たちは不安で購入しようとは思いません。</p> <p>年産や品種が分からないお米を購入しようとする消費者はわずかだと考えられます。消費者は少し価格が高くても、お米の履歴がはっきりしているお米を求めるのではないのでしょうか。</p> <p>未検査米を利用した米穀販売業者の偽装事件が頻発することになれば、消費者庁は対応できる体制にあるのでしょうか。(個人)</p>	
	<p>・表示等の法律制定や見直しに当たっては、関係省庁がそれぞれ所管の制度をばらばらに施行することにならないように、連絡を取りながら同時に対応するように願います。関連する制度について、実施の現状を正確に把握するとともに関係者の意見を聞き慎重に検討願います。農産物検査法、米トレーサビリティ法、JAS品質表示基準等のあり方が別々に議論され、米の流通段階では非常に混乱しています。</p> <p>・表示等の見直しが間断なく行われ、食品の低価格化の中で、表示に係るコストがかなり上昇し、中小零細企業は消費者への食品の安定供給を果たすのに疲弊しています。</p> <p>・米の表示に関しては、農産物検査制度や米の生産・流通状況、とう精の技術面などを総体的に慎重に検討することが必要だと思います。検査を受けないで、産地証明が得られる方法とはどのようなことを想定しているのかわかりませんが、流通上混乱することも考えられます。むしろ、米トレーサビリティ法の未検査米の取扱いに問題があるとの意見もあります。(米関連事業者団体)</p>	
	<p>産地、産年及び品種の表示根拠を取引当事者の申告のみに委ねることは、次のような米穀とその流通の特性から、不正な表示を拡大させ、米穀の品質表示全体に対する消費者の信頼を損ねる事態となるので、反対である。</p> <p>① 米穀は全国で生産され、かつ、年間を通して流通する中で、取引当事者が産地、産年及び品種の違いを目視のみで判定することは極めて困難である。</p> <p>② 産地、産年又は品種の違いによる取引価格の格差が一般の農産物に比べ大きい。(米関連事業者団体)</p>	

御意見等の概要	具体的な御意見等の抜粋	回 答
(2) 全ての精米等に産地、産年及び品種の表示を義務付けることに対する意見	<p>すべての玄米及び精米について産地、産年及び品種の表示を義務付けることは、生産量の少ない産地品種やブレンド米が存在する以上、制度実効上の問題があることが想定される。仮に義務化された場合、販売業者の米袋作成にもなうコスト増が、消費者価格の上昇につながる可能性がある。一方、産地、産年及び品種の表示を義務付けることは、消費者や素性の明確な米を取り扱う流通業者にとっては、利益につながると考えられる。したがって、産地、産年及び品種の表示を義務付けることは、関係者による議論を重ね、さらに慎重に検討すべき。(6件(生産者団体、農産物検査関係団体))</p> <p>産地、産年及び品種の表示義務化について、複数原料米等で産地、産年又は品種を敢えて表示しないのは、 ① 産地、産年又は品種に頼らずに、自社のブランド力、商品そのものの価格・品質を訴求する場合、 ② 商品の価格・品質・食味を一定に保つ上で原料構成を変更する公算が大きい場合 が一般的である。 産地、産年及び品種の表示義務化は、こうした企業の商品政策の自由度を狭めることとなり、必ずしも消費者の利益につながるとはいえないので、反対である。なお、産地、品種及び産年を表示しない商品は、販売される米穀商品の極一部にすぎず、このことによって消費者の商品選択の幅を著しく狭めているとは必ずしもいえない。(米関係事業者団体)</p> <p>全ての玄米・精米について産地、産年および品種の表示義務化について現行の表示方法が望ましいと考える。(生産者団体)</p> <p>産地、産年及び品種の表示義務化について、生産量の少ない産地品種があるため、全ての玄米および精米について、産地、産年及び品種を義務付けることは、制度の実効上問題がある。(生産者団体)</p> <p>産地、産年および品種の表示義務化については、ブレンド米は年間を通して品質と食味の安定を図るために作られてきたものである。従って、使用する米の量に限りがある場合、ブレンド構成を変えざるを得ず、事前に全品種構成を袋に印刷することは物理的に困難である。以上のことから現行の表示方法が望ましい。(米関連事業者団体)</p> <p>生産量の少ない産地品種やブレンド米が存在することを考えると、すべての玄米及び精米について産地、産年及び品種の表示を義務付けることは、販売業者の米袋作成に伴うコスト増や、それに伴う消費者価格の上昇につながる。(農産物検査関係団体)</p> <p>産地、産年及び品種の表示義務化については、消費者の商品選択に際し意義のあることとなりえる一方、第三者の客観的な証明にもとづかない表示までを認めることは食品表示の信頼性を低下させること、加えて、流通段階にあっては、新たな米袋の作成・改版等のコストを増大させることになること等から、慎重に検討すべき。(生産者団体)</p> <p>「産地、産年及び品種の表示義務化」のうち、まず、現行の品質表示基準制度全体の問題として、産地の表示の必要性を科学的に検証すべきと思います。 我が国の消費者は、農水省の策略で産地表示を当然のように思われてしまいましたが、品質にほとんど関係ないのではないのでしょうか。土質等の生育環境で違いがあるという場合は、多くの農産物の場合素人の目でもわかる「外観の違い」となっているでしょう。現在の流通状況で、品質を左右するのは「品種」であって「産地」ではありません。それでも産地によって見た目でわからないような品質の違いがあるという場合は、任意で強調表示させればよいのではないのでしょうか。(個人)</p>	<p>すべての玄米及び精米について産地、産年及び品種の表示を義務付けることは、販売者(表示責任者)への影響が大きいため関係者の意見を聞き、引き続き検討して参ります。</p>
<p>3 産地表示を行う際には未検査米の表示を義務化すべき</p>		
	<p>都道府県名等の表示ができるように見直しがおこなわれた場合であっても、商品に「未検査米(秋田県産)」と表示するなど、消費者が検査米と未検査米を区別できる表示を義務付けたいうえで、それらの商品の調査・検証をおこない、産地情報の正確性が確保されるかの検証が必要。(16件(生産者団体、農産物検査関係団体、米関連事業者団体、生産者、個人))</p>	<p>未検査米を使用した米に「未検査米」と表示することは、現行基準でも任意表示が認められています。「未検査米」の義務化については、検査された米と未検査米と区分ができるよう運用面を含めて検討して参ります。</p>

御意見等の概要	具体的な御意見等の抜粋	回 答
	<p>消費者庁が示した表示例では、地産地消と値ごろ感のある精米提供を目的に同一産地の検査米を使用したブレンド米が存在しており、未検査米についても同様の表示を認めることになれば、確立してきた産地ブランド、流通業者のこれまでの努力を無にすることとなるため、表示にあたっては未検査米と明確に区分すべきである。</p> <p>万が一、米トレス法にもとづく産地情報を根拠として産地表示ができるように見直しがおこなわれた場合であっても、精米に「未検査米を使用している」旨の表示を義務付けることとし、追跡調査等により産地情報の信頼性が確保されるかの検証が必要である。(2件(農産物検査関係団体))</p> <p>未検査米の表示は、消費者への情報伝達の観点からも絶対必要であると思える。したがって、未検査米の表示とともに産地の表示をすれば良いと思える。(2件(生産者団体、個人))</p> <p>未検査米については「未検査」である旨を表示すべきである。(農産物検査関係団体)</p> <p>未検査米の表示を義務付けることで追跡調査を可能とし、産地情報の信頼性を確保していただきたい。(生産者団体)</p> <p>改正案では消費者が誤解を招く可能性があります。理由は消費者はたとえば「新潟県米＝コシヒカリ」や「秋田県米＝あきたこまち」といったイメージを抱きやすいからです。これでは、消費者へ産地を伝えるどころか、優良誤認が横行してしまいます。表示は明確に「〇〇県産未検査米 7割」等とするべきです。(個人)</p>	
4 その他の意見		
<p>(1) ふるい下米である旨の表示を求める意見</p>	<p>ふるい下米使用の場合にその旨及び使用率の表示を義務化すべきである。(7件(生産者団体、個人、米関連事業者団体))</p> <p>現在の「玄米及び精米品質表示基準」においては、いわゆる「ふるい下米」の使用にかかる表示義務がない。このため、相当量のふるい下米が玄米及び精米の原料として流通しているものと想定され、品質・食味の低下を招いている。また、「ふるい下米」の使用実態を明確化することは、多様化した消費者の選択の一助となるのではないかと。一方、生産者にとっては、ふるい下米が主食用途に還流することが全体の米価水準を押し下げ、結果的に手取りの低下につながっているのではないかと。「ふるい下米」の使用実態を明確化することは、多様化した消費者の選択の一助となるのではないかと。したがって、ふるい下米使用の場合にその旨及び使用率の表示を義務化すべきではないかと。(生産者団体)</p> <p>農検法で言う、規格外米、ふるい下米等いわゆる「くず米」は米糞、焼酎原料等の飯米以外、あるいは飼料用、工業用等で使用することは全くかまわないと思いますが、飯米としては適さないとして選別除外したものを、飯米として販売することは、一般の正規品との区別が付きにくい米の場合、消費者にも不利益となることですので反対です。生産者が良い米を作り、流通業者が高品質に精米加工した米と、全生産量の1～3%のくず米等で作った粗悪品が同一の表示で売られることは、国益、消費者利益をも損なうこととなると考えます。農検法で言う1等～3等による物の表示を基本とし、それ以外の米を混ぜている場合は比率を表示すべきだと思います。(米関連事業者)</p>	<p>ふるい下米の使用率を義務表示にすることについては、関係者の意見を聞き実態を把握した上で、引き続き検討して参ります。</p>

御意見等の概要	具体的な御意見等の抜粋	回 答
	<p>平時においては主食用米は整粒のみを使用し、ふるい下米の混米を禁止すること。そのため、同基準第2条(定義)に、「整粒」と「ふるい下米」に関する定義及び基準となる網目幅を定めること。</p> <p>主食用米の不足等、やむを得ず、ふるい下米を混米する場合は、「ふるい下米使用」とその割合表示を義務付けること。</p> <p>ご参考：ふるい下米は加工用に適しており、食料自給率向上に大切な「食糧」と位置づけ、有効活用を図るべきです。(消費者団体)</p>	
(2)ふるい下米である旨の表示を求めない意見	<p>米は品種により粒形が異なり、産地によってもふるい目の設定が異なっています。また、産年により状況が違ってきます。精米段階での精選だけで議論できる問題ではないと考えられます。(米関連事業者団体)</p> <p>ふるい下米は、必ずしもその旨の表示が付されて流通しているわけではなく、かつ、それを原料として用いているか否かと使用率を目視で判断することは不可能であるので、ふるい下米使用の場合にその旨及び使用率の表示を義務化したとしても、その実効性確保は極めて困難である。(米関連事業者団体)</p> <p>ふるい下の規定が困難なため表示の義務化は意味をなさないと考えます。一般にふるい下の米というものがどういったものを指すのか、消費者と生産者、流通業者の間に認識の差異があります。</p> <p>生産者が等級検査のため調整する場合、1等米を指すため大きな粒で米をそろえようとします。そのために網をつかいますが、その網から落ちた米が、さまざまな名称で呼ばれて流通しています。(例、くず米、青米、小米、中米、特定米穀など)これを、ふるい下と大枠で規定してしまうと、現状、網の大きさを表示して取引することはなく、流通現場は混乱します。生産者が調整する網の目の大きさは任意であり(1.7mmから2.0mmまで0.05mm単位で網があり、地域や品種、或いは作柄によって使用される網が左右される)、またその網の使い方にも差異があります(調整流量が多いと網から落ちる米穀が減少する)。従って、網の上の米と下の米の使用の割合を義務付けても、消費者が求める情報と必ずしも一致しないことが考えられます。もし網の目の大きさが決められ、ふるい下米の表示が義務化されると、生産者は使用する網の目を変えることが予想されます。また、米の作況調査が1.7mmの網の上を米穀と対象としていることから、その網以下をふるい下と規定したとしても、1.7mm以下の米穀が食用に向けられることは考えづらく、表示の義務化自体が無意味なものとなります。(米関連事業者)</p> <p>現在「玄米及び精米品質表示基準」においては、ふるい下米にかかる表示義務が無い。そのため相当量のふるい下米が流通しているのではないかと。結果、全体的な米価の低下を招き、農家手取りの低下につながっているのではないかと。よって、ふるい下米使用の場合にその旨及び使用率の表示義務化すべきではない。(生産者団体)</p>	<p>ふるい下米の使用率を義務表示にすることについては、関係者の意見を聞き実態を把握した上で、引き続き検討して参ります。</p>
(3)ふるい下米に関する意見	<p>大手バイヤーの値引き要求等からやむを得ずふるい下の使用をしているのではないのでしょうか。それが原因で食味の低下、更には消費量の減退が起きているのではないのでしょうか。(生産者)</p>	<p>御意見として承ります。</p>
(4)制度の整合性に関する意見	<p>「生鮮食品品質表示基準」あるいは「加工食品品質表示基準」にもとづく表示がなされているが、未検査米であっても産地、品種、年産等を自由に記載することが可能となっており、表示基準上の不整合が発生している。</p> <p>これらの矛盾を解消しつつ消費者視点にたった食品表示の信頼性向上と公正かつ適正な流通を確保するためには、「玄米及び精米品質表示基準」の考え方を基本に、農産物検査等の客観的な証明を要件とした表示がなされるよう関係表示基準の見直しも行われるべき。(5件(生産者団体))</p> <p>「生鮮食品品質表示基準」では、米トレス法施行以前から、未検査米であっても産地表示が可能であった。消費者向けに袋詰めされた精米には「玄米及び精米品質表示基準」が適用され、業務用や加工食品原料米には「生鮮食品品質表示基準」が適用されるのは二重基準ではないか。「玄米及び精米品質表示基準」を「生鮮食品品質表示基準」に統合し、整合性を図るべきである。(消費者団体)</p> <p>米に係る表示については、用途により法律が異なっており、誤った認識が起りやすい状況となっている。法律の一本化等、よりわかりやすい体系構築が望まれる。(農産物検査関係団体)</p>	<p>品質表示基準など全体的見直しについての御意見として承り、検討して参ります。</p>

御意見等の概要	具体的な御意見等の抜粋	回 答
(5) 表示方法に関する意見	<p>未検査米を10割使用した場合の表示はどうか、「単一原料米」と表示した場合に実際の中身が「A県産未検査コシ割」とA県産未検査こまち5割は不可なのか整理が必要。(個人)</p> <p>今回の改正案の他に「単一原料米 国産コシヒカリ 10割」もしくは「国産コシヒカリ 10割」と言った表示についても認めるべきではないか。消費者は先月購入した精米と今月購入した精米が同一県でも、味のばらつきを嫌いクレームとなります。同じ産地でも違いが生じるためクレームになります。つまり、最初から品位の統一を目的として、県単位ではなく、国産単位で納得して購入する方が、消費者にとっては明解です。消費者にとっての嗜好品は品位が一定な商品望んでおり、それが重要で、味の一定化が必要です。そのようなケースに対応できる表示が必要です。(個人)</p> <p>玄米及び精米品質表示基準第3条第1項本文の「精米工場」は、「精米事業者」か。(個人)</p> <p>玄米及び精米品質表示基準第3条第1項第5号の「電話番号」は、他の品質表示基準とバランスを欠いている。(個人)</p> <p>玄米及び精米品質表示基準第3条第2項「調整年月日」は、「袋詰めした日」と定義してはどうか。(個人)</p> <p>玄米及び精米品質表示基準第4条第2号「原料玄米」は、輸入の場合の書き方等最低限に留め、義務付け事項を簡素化すべき。 (「単一原料米」こそ品種等が書けるのであり、「単一原料米」の表記は余計ではないか。)(個人)</p> <p>原料玄米欄において、少なくとも「品種」「使用割合」は任意とし、そのため、様式中の記入欄も削除すべき。 (備考4があるが、様式からも除かないと、農産物検査法関係の改正があればなおさら義務表示と思われやすいのではないか)(個人)</p> <p>玄米及び精米品質表示基準備考4を削除すること。(消費者団体)</p> <p>原料玄米の割合表示について、「割」に限らず「%」でも表示できるよう改正を要望します。 「%」表示が行われていた場合に、JAS法として即不適切な表示(表示事項違反)と判断するのは如何なものか、「割」と「%」については単位が異なるだけであり、一般消費者が判断する内容は変わらないと思われる。表示責任者の責任において表示方法を使い分ける基準改正の検討をお願いしたい。(行政機関)</p>	<p>現行基準に基づき、未検査米を10割使用した玄米については、「単一原料米」と表示はできず、「産地、品種及び産年の全部が証明を受けていない旨」を表示することとなります。また、品種名についても表示することはできませんが、御意見として承り、今後検討して参ります。</p> <p>「単一原料米」の表示方法については、平成21年1月に玄米及び精米品質表示基準を改正し規定したこともあり、又、米の産地、品種及び産年の情報は消費者の関心が高いことから、直ちに改正する必要はないと考えます。</p> <p>品質表示基準第3条第1項本文の「精米工場」は、「販売業者」の一部として考え、「精米工場」の表示の責任は原則として販売業者が負うこととなります。</p> <p>品目全体の御意見として承り、今後検討して参ります。</p> <p>「調整年月日」とは、玄米を糲摺・選別した日を指します。新たに「袋詰めした日」と定義することについては、御意見として承り、今後検討して参ります。</p> <p>「単一原料米」の表示方法については、平成21年1月に玄米及び精米品質表示基準を改正し規定したこともあり、又、米の産地、品種及び産年の情報は消費者の関心が高いことから、直ちに改正する必要はないと考えます。</p> <p>「単一原料米」については品種の記載が義務となっているが、それ以外の品種表示が義務化されていない米についても品種及びその使用割合を表示を義務化するよう要望があることから、現在、品種を義務化している「単一原料米」について品種を任意表示にする必要はないと考えます。 また、様式中の記入欄の削除についても、「備考4」において項目の省略をすることができることを規定しているため様式中の記入欄の削除についても行う必要はないと考えます。</p> <p>備考4(産地、品種又は産年を表示しないものにあつては、この様式中その項目を省略することができる。)の規定については、消費者にわかりやすく表示するために行うケースもあるため改正を行う必要はないと考えます。</p> <p>平成18年10月に開催された米の農産物検査等検討会において、単一原料米であっても意図せざる混入があることが示されました。これを受けて、食品の表示に関する共同会議において単一原料米以外の原料玄米の表示方法について議論を行った結果、表示を見た消費者が商品の内容について誤解することを防ぐため、商品の内容をより正確に反映した表示となるよう、「%」から「割」に基準を21年1月に改正し、22年4月より完全施行されました。改正の経緯を踏まえると、直ちに改正する必要はないと考えます。</p>

御意見等の概要	具体的な御意見等の抜粋	回 答
(6) 米トレーサビリティ法について	米トレーサビリティ制度は実施されているものの種々問題点があるのではないかと考えられますので、今後、米トレーサビリティ制度の検証を行う必要があると思います。(米関連事業者団体)	米トレーサビリティ法は農林水産省と共管により、平成23年7月から適切な運用が開始できるよう準備を進めているところです。御意見として承ります。
(7) 品種に関する意見	<p>品種の表示義務化ですが、確かに品種は品質を左右する場合がありますが、米の場合、品種で味が大きく違うというのは遠い昔の「日本晴」程度ではないですか。現在の日本の米なら、品種の表示も意味がないのが実態だと思います。いちいち品種まで商品選択の基準としない消費者も多数いるはず。農水省の洗脳、呪縛から逃れましょう。また、現状の米穀商の精米機では、品種を記載させるにはあまりにも不十分です。これまで「複数原料米」としてどんないい加減な精米をしても通ってきたのに、品種とその割合が義務表示などになったら、JAS法違反が頻発すると思います。DNA鑑定してみたらみんな割合が表示と違って、大変なことになります。したがって、品種は任意表示で十分であり、任意表示でなければなりません。(個人)</p>	品種表示については、一括表示の枠内、枠外含めて関係者の意見を聞き、引き続き検討して参ります。
	品種表示については、産地品種銘柄以外の品種を生産した場合、販売時に包装容器に品種名が記載できなくて困るとの意見が、農業者から寄せられています。これの解消のためには、JAS表示の規制が及ぶのは、表示の枠内であると規定していただけると、包装容器のそれ以外の部分には、景品表示法に則った品種名表示が可能になると考えますので、御検討をお願いします。(個人)	農産物検査法等の証明を受けていない品種を表示できることについては、一括表示の枠内、枠外含めて引き続き検討して参ります。
	未検査米の一括表示欄への品種表示が認められないとしても、枠外であれば容器包装に産地品種産年の記載は可能とする。(個人)	
	県の裁量に基づく産地品種銘柄指定制度及び玄米及び精米品質表示基準において産地品種銘柄指定を受けていない品種の品種名の表示を禁止していることは、国際条約に準拠する種苗法において、収穫物およびその加工品に対して品種名を表示する権利を認めている(種苗においては表示が義務)ことからこの権利を侵害すると考えられる。(生産者)	
	産地品種銘柄指定において品種登録が要件でないことも(種苗法施行以前の古い品種を除き)知的財産権の擁護や種苗・収穫物の公的な区別性の判断からも、全体として整合性がないと考えられる。現状は、一国二制度のような矛盾した状況だと考えられる。(生産者)	今回の基準見直しに係る意見ではございませんが、御意見として承ります。
	産地品種銘柄の指定を受ける要件として、種苗法施行以前の古い品種を除き、種苗登録を要件とする。(生産者)	今回の基準見直しに係る意見ではございませんが、御意見として承ります。
	産地品種銘柄の指定を審査制ではなく随時届け出制とし、種苗登録を要件としていつでも指定を受けられることとする。各県の指定品種数も上限を設けない。(生産者)	今回の基準見直しに係る意見ではございませんが、御意見として承ります。
(8) 品位・等級に関する意見	<p>玄米取引においては品位評価が価格に反映されているが、消費者が購入する精米においては反映されていない。消費者が米の品位と精米価格を納得し購入するよう情報を開示すべきではないか。(個人)</p>	品位に関する情報や低品位米を区分することについては、関係者の意見等を十分に聞き慎重に検討する必要があると考えます。
	現行の検査等級が精米段階では全く表示されないといった検査制度の矛盾点は認めるところ。精米への等級表示も考慮すべきでは。(個人)	
	一般精米と低品位米とに表示上の区分を設けうることが望ましい。(米関連事業者団体)	
(9) その他	一括表示欄外(強調表示)への%表示の考え方や、精米年月日、産年の一括表示欄外に表示する場合のルールなど、地方自治体あるいは農政事務所毎に解釈が曖昧となっているものもあるため、これまで農林水産省あるいは消費者庁に寄せられた質問等をふまえ、本文もしくはQ&Aを再整理し、疑義解釈の生じないものに見直すべきである。(2件(生産者団体))	御意見として承り、検討して参ります。
	表示制度を改正するたびに米袋の変更など利益がなかなか出ない中でコストを負担しています。改正する場合は、根本から表示制度を見直し末長く使える表示制度にしていきたい。また、見直しを行う場合は、米穀販売業者の現状や意見を十分に踏まえたうえで実施していきたい。(米関連事業者団体)	御意見として承り、検討して参ります。

御意見等の概要	具体的な御意見等の抜粋	回 答
	消費者自身が米の粒形を確認しコストバリューを考えて購入できるような、米袋の使用を義務づけることは必要かもしれません。(米関連事業者)	御意見として承り、検討して参ります。
	「玄米及び精米品質表示基準」第4条(表示の方法)(2)のA(国産品にあつては、農産物検査法(昭和26年法律第144号)による証明)を削除し、現行農産物検査法に拠らない証明とすること。その他現行の農産物検査法とJAS法を結びつける項目、規定などはすべて削除する。(消費者団体)	御意見として承り、検討して参ります。
	お米は幅広く食べられている食品ですし、近年、物の流通が複雑化しているからこそ、最低限の管理も徹底してもらいたいなと思います。慎重な検討をよろしくお願いいたします。(個人)	御意見として承ります。
	消費者に必要な情報を適切な方法で伝えることは必要と思いますが、包装等に記載される情報量が多くなる傾向が見られ、むしろ情報の意味等を理解できず、判断に困るとの意見を聞くことがあるので、本当に必要な情報は何かを絞って検討してもらいたいと思います。(米関連事業者団体)	御意見として承ります。
	「複数原料米」表示は、安い米を混ぜて高く売る「格上げ混米」を防ぐため、「ブレンド米認定販売者」制度を設け、認定に必要な技量を有する販売者に認めること。(消費者団体)	食品表示制度全体の見直しの中での検討が必要と考えますが、御意見として承ります。
	食品に農薬使用状況の表示を義務づけること。(消費者団体)	<p>農産物に使用した農薬の使用状況を任意で表示又は公表している例としては、生産情報公表農産物のJAS規格、特別栽培農産物ガイドラインや民間では生産者と販売者が連携して公表する例などがあります。</p> <p>農薬の使用状況を義務表示する場合、生産者が農薬の使用状況を記録し伝達し、流通業者はその情報を伝達し、販売業者は伝達された情報を表示又は公表する一連の体制を整える必要があります。</p> <p>したがって、玄米及び精米を含め食品に農薬使用状況の表示を義務化するためには、一連の体制作りが必要であり各事業者の負担も大きいと、食品表示制度全体の中での検討が必要と考えます。</p>